

第6期 雲南市農業委員会第13回総会議事録

1. 日 時 平成30年7月25日（水） 13:36～15:10

2. 場 所 市役所5階 全員協議会室

3. 出席委員（17名）

1 番 錦織邦男	2 番 高田 耕	4 番 奥田 武	5 番 神田邦昭
7 番 山本裕子	8 番 吉廣丈晴	9 番 佐藤博子	10 番 三原治雄
11 番 吾郷正司	12 番 高橋美佐子	13 番 橋本 博	14 番 三島輝昭
15 番 柳原昌広	16 番 嘉本輝雄	17 番 山本博子	18 番 内部武雄
19 番 加藤一郎			

4. 欠席委員（2名） 3 番 竹内 勉 6 番 小山益男

5. 事務局又は説明者 事務局長 長妻英文 統括主幹 白築 香
主幹 土江慶彦 主幹 錦織研吾

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・ 議第91号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について
- ・ 議第92号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・ 議第93号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・ 議第94号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・ 議第95号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

7. 議 事

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	定刻になりました。 ご起立ください。 一同互礼。 ご着席ください。
議 長	ただ今の出席委員は17名であります。 定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第13回総会を開会いたします。 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、7番山本裕子委員、8番吉廣

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	丈晴委員を指名します。
議 長	<p>日程第2、諸報告を行います。 事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 斡旋依頼の受理について ・ 田畑転換届出の受理について ・ 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について ・ 会議等の報告事項について ・ 会議等の予定について
議 長	<p>以上で諸報告を終わります。 それでは、諸報告について質問等がありましたら、挙手の上発言をお願いします。 なお、発言をされる委員は、最初に議席番号とお名前をお願いいたします。 質問はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	質問が無いようですので、以上で諸報告を終わります。
議 長	<p>日程第3、議案の上程を行います。 それでは最初に、「議第91号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について」を議題とします。 事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書5ページ「議第91号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について」説明します。6ページをご覧ください。図面は最初のページから記載しておりますので一緒にご覧いただきますようよろしくお願いします。</p> <p>申請番号1番</p> <p>〇〇町〇〇△△番△、地目は登記簿：畑、現況：荒廃農地、面積は1,324㎡、権利の種別は非農地証明で、所有者は〇〇市〇〇の□□□□さん、非農地の事由は「当該農地が不便な場所にあるため、相当以前より耕作しておらず山林原野化してしまった」ということです。平成30年7月3日に現地調査を行っており、確認委員は〇〇〇〇委員さんです。</p> <p>非農地証明の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄し、自然改廃した農地で、農地への復旧が困難な土地であるため、非農地証明して問題ないと考えます。</p> <p>以上、報告いたします。ご審議についてよろしくお願いします。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いいたします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。「議第91号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について」は、申請のとおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第91号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について」は、申請のとおり承認することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第92号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書7ページ「議第92号 農地法第3条の規定による許可申請について」説明します。5件の申請が出ております。議案書8ページをご覧ください。地図は5ページからとなります。</p> <p>申請番号1番</p> <p>〇〇町〇〇△△番△。地目は登記簿・現況ともに田で面積は1,869㎡です。権利の種別は3条の無償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。申請事由は「代替地を譲り受けるため」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は「譲渡人からの要請により」ということです。土地代は無償。確認は〇〇〇〇委員さんです。</p> <p>この案件については、議案書13ページ「議第94号 農地法第5条の規定による許可申請について」の申請番号3番と関連しており、土地の交換を目的とするものです。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>申請番号2番 ○○町○○ △△番△△。地目は登記簿・現況ともに畑で面積は225㎡です。権利の種別は3条の無償移転で、譲渡人は○○町○○の□□□□さんです。申請事由は、「遠方に居住しており、耕作が困難なため」ということです。譲受人は、○○町○○の□□□□さん、申請事由は「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する」ということです。土地代は無償。確認は○○○○員さんです。</p> <p>申請番号3番 ○○町○○△△番△△。地目は登記簿・現況ともに畑で面積は192㎡です。権利の種別は3条の無償移転で、譲渡人及び申請事由は申請番号2番と同じです。譲受人は、○○町○○の□□□□さん、申請事由は「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する」ということです。土地代は無償。確認は○○○○委員さんです。</p> <p>申請番号4番 ○○町○○△△番△△他1筆。地目は登記簿・現況ともに畑で合計面積は176㎡です。権利の種別は3条の無償移転で、譲渡人は○○町○○の□□□□さんです。申請事由は「高齢により耕作管理ができないため」ということです。譲受人は、○○町○○の□□□□さん、申請事由は「空き家付き農地制度を利用するため」ということです。土地代は無償。確認は○○○○委員さんです。</p> <p>申請番号5番 ○○町○○△△番△△他4筆。地目は登記簿・現況ともに畑で合計面積は761㎡です。権利の種別は3条の無償移転で、譲渡人は○○の□□□□さんです。申請事由は「遠方により耕作管理が出来ないため」ということです。譲受人は、○○町○○の□□□□さん、申請事由は「空き家付き農地制度を利用するため」ということです。土地代は無償。確認は○○○○委員さんです。</p> <p>以上5件について、「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれ、下限面積要件も満たしています。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>ご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いいたします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>無いようですので、質疑を終わります。 次に討論を行います。討論はございませんか。</p>
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>討論を終わります。 お諮りいたします。「議第92号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p>
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。 よって、「議第92号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第93号 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書10ページ「議第93号 農地法第4条の規定による許可申請について」提出のあった案件について説明をいたします。11ページをご覧ください。図面は、17ページから掲載していますので一緒にご覧ください。</p> <p>申請番号1番</p> <p>〇〇町〇〇△△番△。地目は登記簿・現況ともに畑で申請面積は9.92㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地で、墓碑1棟9.92㎡を建設されます。転用理由は「山中にある墓地を申請地に移動したい」とのことです。農用地区域外で、確認は〇〇〇〇委員さんです。</p> <p>農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第4条第6項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>申請番号2番</p> <p>〇〇町〇〇△△番△△。地目は登記簿・現況ともに畑で申請面積は90㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は農機具倉庫及び車庫で、倉庫1棟16㎡、車庫13.2㎡を建設されます。転用理由は「農機具倉庫と自家用車庫が不足しており、申請地に建築したい」とのことです。始末書が出されており「農用地区域の除外申請の手続きは行いましたが、農地法の認識不足から転用が許可される前に工事に着工し車庫などを建設してしまった」とのことです。農用地除外は平成30年6月14</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>日に事前承認されています。確認は〇〇〇〇委員さんです。 農地区分、許可条項は申請番号1番に同じです。</p> <p>申請番号3番 〇〇町〇〇△△番△△。地目は登記簿・現況ともに畑で申請面積は9.9㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□さん。転用目的は墓地で、墓碑1棟9.9㎡を建設されます。転用理由は「現在の墓地が高所にあり参拝するのがたいへんなため、総廟にして住居近くの申請地に新設移転したい」とのことです。農用地除外は平成30年6月14日に事前承認されています。確認は〇〇〇〇委員さんです 農地区分、許可条項は申請番号1番に同じです。 以上報告いたします。ご審議についてよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いいたします。</p>
17番	<p>17番〇〇です。申請番号2番について始末書が提出されております。農用地区域の変更申出の手続きは行いましたが、認識不足により事前着工し車庫を建築してしまいました。本来なら農地法の許可を得て利用すべきところ、農地法の認識不足からこのようなことになり申し訳ありません。農地法を遵守し今後は同様のことが無いよう誓約いたします。審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>他に補足説明がございますか。無いようですので、ただ今、事務局並びに確認委員から説明をいたしましたが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。 次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。 お諮りいたします。「議第93号 農地法第4条の規定による許可申請について」は、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が不要の案件です。申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。 よって、「議第93号 農地法第4条の規定による許可申請について」は、申</p>

発信者	議 事 録 要 旨
<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>請のとおり許可することに決定をいたしました。</p> <p>次に、「議第94号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p> <p>議案書12ページ「議第94号 農地法第5条の規定による許可申請について」説明します。今回7件の申請が出ております。議案書13ページをご覧ください。地図は31ページからとなります。</p> <p>申請番号1番</p> <p>〇〇町〇〇△△番△△。地目は登記簿・現況ともに畑で面積は99㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は大東町山田の吉木操さん、譲受人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。転用目的は、宅地拡張で、宅地進入路と庭を整備されます。転用理由は「現在の宅地進入路が狭く不便であるので申請地を譲り受け、宅地進入路及び庭部分を拡張し、利用する」ということです。平成30年6月14日に農用地除外の事前了承済みで、土地代は10アール当たり300,000円。確認は〇〇〇〇委員さんです。</p> <p>農地区分は、「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断いたしました。許可条項は、法第5条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>申請番号2番</p> <p>〇〇町〇〇△△番△△。地目は登記簿・田、現況・畑で面積は179㎡です。権利の種別は使用貸借で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん、借受人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。転用目的は、住宅庭用で、住宅庭と駐車場を整備されます。転用理由は「申請地を譲り受け庭及び駐車スペースとして利用したい」ということです。農用地区域外で、賃借料は無償。確認は□□□□委員さんです。農地区分及び許可条項は申請番号1番と同じです。</p> <p>申請番号3番</p> <p>〇〇町〇〇△△番△△。地目は登記簿・田、現況・畑で面積は329㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇□□□□さん、譲受人は申請番号2番と同じです。転用目的は、個人住宅で、個人住宅1棟59.2㎡と庭を整備されます。転用理由は「現在義理の父の家に住んでいるが、今回、申請地を譲り受け、家を新築したい」ということです。農用地区域外で、土地代は交換により無償。確認は□□□□委員さんです。農地区分及び許可条項は申請番号1番と同じです。</p> <p>申請番号4番</p> <p>〇〇町〇〇△△番△△5他1筆。地目は登記簿・田、現況・畑で合計面積は881㎡です。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。転用目的は、共同住宅用地で、共同住宅2棟412.24㎡、駐車場23台分、物置・ごみ置場、車両通路及び転回場などを整備されます。転用理由は「共同住宅2棟を建築し、駐車場等を整備する」ということです。農用地区域外で、土地代は10アール当たり7,230,000円。確認は〇〇〇〇委員さんです。農地区区分及び許可条項は申請番号1番と同じです。</p> <p>申請番号5番 〇〇町〇〇△△番△△。地目は登記簿・現況ともに田で面積は3,034㎡の内999㎡です。</p> <p>権利の種別は賃貸借で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん、借受人は□□□□さんです。転用目的は、現場事務所及び駐車場で、現場事務所1棟48㎡と駐車場30台分を整備されます。転用理由は「雲南市統合学校給食センター建設工場の現場事務所及び駐車場として利用したい」ということです。期間は2年間で、賃借料は10アール当たり100,000円。確認は□□□□委員さんです。農地区区分は、土地改良法による公共投資が行われており第1種農地と判断いたしました。</p> <p>許可条項は、農地法施行令第11条第1項第1号の一時転用に該当すると考えます。</p> <p>なお、本案件は1種農地に該当することから、島根県農業会議の常設審議委員会への諮問が必要な案件です。</p> <p>申請番号6番 〇〇町〇〇△△番△△。地目は登記簿・畑、現況・雑種地で面積は320㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は□□□□さんです。転用目的は、駐車場・回転場です。転用理由は「申請地を譲り受け、駐車場・回転場を設けたい」ということです。始末書が提出されておまして「平成6年3月頃から公会所の駐車場及び回転場として利用してしまった」ということです。</p> <p>農用地区域外で、当時の土地代は10アール当たり469,000円。確認は〇〇〇〇委員さんです。農地区区分及び許可条項は申請番号1番と同じです。</p> <p>申請番号7番 〇〇町〇〇△△番△△。地目は登記簿・現況ともに畑で面積は186㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。転用目的は、宅地進入路で、宅地進入路及び駐車場3台分を整備されます。転用理由は「現在の宅地に入る進入路が急で狭いので、申請地を利用して進入路を拡張し、駐車場を整備する」ということです。農用地区域外で、土地代は家屋込み総額1,500,000円。確認〇〇〇〇委員さんです。農地区区分及び許可条項は申請番号1番と同じです。</p>
議 長	<p>以上7件について、ご審議よろしくお願い致します。</p> <p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお</p>

発信者	議 事 録 要 旨
17番	<p>願いたします。</p> <p>17番〇〇です。申請番号6番ですけれども、〇〇さんより始末書が提出されております。申請地、〇〇△△番△土地を平成6年3月28日売買により取得しました。土地の所有者は、当時地縁団体などの指名で登記ができなかったため、代表者として当時の〇〇であった〇〇として平成6年4月12日に登記がされました。申請地は今日まで駐車場及び回転場として利用しております。その後、〇〇の〇〇氏の時から登記を〇〇の名義にする取り組みがなされ、平成29年5月22日に〇〇〇〇の許可が下り登記が完了しました。平成30年4月1日より私が〇〇〇〇となり農地転用の手続きとなった次第です。理由はともあれ、農地法に違反し転用したことは誠に申し訳なく深く反省を致しております。今後は、農地法を遵守することをお誓いたします。ご審議をよろしく願いたします。</p> <p>他に補足説明はございませんか。無いようですので、ただ今、事務局並びに確認委員から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>（無しの声あり）</p> <p>無いようですので、質疑を終わります。 次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>（無しの声あり）</p> <p>討論を終わります。 お諮りいたします。「議第94号 農地法第5条の規定による許可申請について」、はじめに本案件のうち、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が不要である申請番号1番から4番及び6番、7番について、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>（無しの声あり）</p> <p>異議なしと認めます。 よって、「議第94号 農地法第5条の規定による許可申請について」、申請番号1番から4番及び6番、7番について、申請のとおり許可することに決定をいたしました。</p> <p>次に、本案件のうち、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が必要となる申請番号5番について、申請のとおり許可相当であると確認することにご異議ございませんか。</p>
議 長	
議 長	
議 長	
議 長	
議 長	

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第94号 農地法第5条の規定による許可申請について」、申請番号5番について、申請のとおり許可相当であると確認することに決定いたしました。今後、島根県農業会議常設審議委員会で審議され、許可を適当と認められた場合は、会長専決により許可を決定いたします。</p>
議 長	<p>次に、「議第95号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。</p>
事務局	<p>事務局より説明を求めます。</p> <p>議案書16ページ「議第95号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」説明いたします。議案書17ページをご覧ください。今回の案件は〇〇町10件、〇〇町4件、〇〇町1件の合計15件の申請です。借り受け人が4戸となっております。15件のうち、〇〇町の9件、〇〇町3件は中間管理機構が借り受けるものです。転貸予定先ですが、申請番号2番、3番は〇〇の□□さん、申請番号4番から申請番号7番は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請番号8番から10番は農事組合法人結いの郷さん、〇〇町の3件は□□□□さんが借り受けられる予定です。</p> <p>この全ての計画とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること」の要件を満たしていると考えます。</p>
議 長	<p>以上、ご審議よろしくお願ひ致します。</p> <p>ただ今、事務局より説明がございましたが、慣例により各町でご協議いただくこととします。また、協議の際、「議事参与の制限」に該当する申請番号11番の案件がございますので、協議の際にご配慮ください。14時25分まで、暫時休憩といたします。ご協議をお願いします。</p>
議 長	<p>(休憩)</p> <p>会議を再開します。それでは先ほど、休憩中にご協議いただいた結果を、各町より発表していただきます。最初に、「議事参与の制限」に該当する案件である申請番号11番を除く案件について各町より発表していただきます。</p>
10番	<p>最初に〇〇町お願いします。</p>
議 長	<p>10番〇〇です。〇〇町1番から10番まで妥当であると判断いたしましたのでよろしくお願ひします。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
9 番 議 長	<p>次に〇〇町お願いします。</p> <p>9 番〇〇です。申請番号 1 2 番、1 3 番、1 4 番妥当であると判断いたしましたのでよろしくお願いします。</p>
1 番 議 長	<p>次に〇〇町お願いします。</p> <p>1 番〇〇です。申請番号 1 5 番 1 件ですけれど、妥当と判断いたしましたのでよろしくお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今、各町から発表のとおり許可妥当ということですが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p> <p>質疑を終わります。</p> <p>次に、討論を行います。討論はございませんか。</p>
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。「議第 9 5 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」、申請番号 1 1 番を除く案件については、申請のとおり全て妥当として市長に報告することにご異議ありませんか。</p>
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第 9 5 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」、申請番号 1 1 番を除く案件については、申請のとおり全て妥当として市長に報告することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>それでは次に、「議事参与の制限」に該当する申請番号 1 1 番の案件についてのみ審議いたします。雲南市農業委員会会議規則第 1 0 条「議事参与の制限」により、4 番〇〇委員にはご退席願います。</p> <p>それでは、申請番号 1 1 番の案件について、先ほどご協議いただいた結果を発表させていただきます。</p>
1 5 番	<p>〇〇町お願いします。</p> <p>1 5 番〇〇です。審議をいたしましたところ、新規の案件ではありますが、受け手</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>のほうで〇〇さんで、妥当と判断いたしましたのでよろしくお願いいたします。</p> <p>ただ今、協議結果について発表いただきましたが、質疑はございませんか。</p>
2 番	
2 番	<p>2 番〇〇です。この資料では登記簿が雑種地になっているんですね。これで利用権設定ができるものですかね。現況じゃなくて登記簿上で判断していくのと違うんじゃないですかね。どんなものでしょう。</p>
議 長	<p>事務局はどげかいね。見解は。</p>
事務局	
事務局	<p>ご質問のありました件につきまして、農政課にも確認しておりますが、登記簿上雑種地でも現況が農地であれば利用権設定ができる、可能ということで話を受けたところでございます。現況農地であれば利用権設定ができると。</p>
2 番	
2 番	<p>ちょっと、疑問がありますが、農地でないのを農地にしていること事態は問題ないですかね。つまり雑種地を農地として利用しているわけですよ。これは問題ないんですかね。私の認識では農地だからこそ利用権設定の審議がいると思うんですけどね。農政課の見解を今一度ちょっと確認してもらいたいんですけどね。</p>
議 長	
議 長	<p>今の案件だけど、農地の拡大というものは法律で規制されとるだ。農地でないとこを農地に拡大するということは。そこのへんの係わりはどげんなとるだあかな。恐らく〇〇委員さんが言っておられることは。農地でないところが結局ということで。例えば山林を勝手に農地にすることはできんわけだ。法的には。そこのへんの係わりはどげかということだ。農政課の見解ではなく法的な見解だわ。</p>
事務局	
事務局	<p>農地法上は現況主義ということで。</p>
議 長	
議 長	<p>現況主義は、農地法や税法は現況課税とかになっていくわや。ただ根本の法律というもんが、農地の拡大、例えばそこんところの山を開拓して畑にしてもいいかということとはならんわけだけん。普通法的には。農地を拡大することはできんわけだ。田んぼなんか特に。</p>
事務局	
事務局	<p>できます。</p>
議 長	
議 長	<p>できるか。そこんところの説明をしてあげないけん。</p>
事務局	
事務局	<p>例えば森林を畑にしようとする、そこは森林なんで森林法の規制があつて、届出をして転用で畑にする。現況畑になったら畑が農地ですので農地法の適用をそのまま受けると。</p>
議 長	<p>同じような論をいっぺんやとるだ。〇〇の〇〇で薔薇のなんとかを作るといふこ</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長 事務局 18番	<p>とで農業委員会で論をしたことがあるだ。農地でないところを勝手に農地になるかいのと言ったら、なかなか問題があるという当時は見解だった。法的に問題はないか。</p> <p>農地法は、農地にしてしまっただけからは農地法の制限、縛りがかかるというところ、そもそも開墾していいのかというところですが、開墾してしまえば農地として現状なってしまう農地法の適用が、登記簿上は雑種地とか原野としても、現況が農地であれば農地法の縛りがかかってしまう。</p>
議 長 事務局 2番	<p>ただ、最初が雑種地になつとるが。ということは元は畑だったものが荒れて雑種地になつとるもんか。ただ山が急に雑種地にならへんだけね。</p> <p>登記簿上が雑種地か現況が雑種地か。どっちかい。</p> <p>登記簿上です。</p>
18番	<p>まあ、ちょっと常識的にはね。農地じゃないのにね、利用権設定というのは考えられないでしょう。ここに取り上げる案件じゃないかと思えますけどね。雑種地だけでも畑的に遊ばせるよりも物を作ろうかってんで利用するのはあるかもしれんですが、こうやって表向きに利用権設定ということになっちゃうとね、農地として扱う。登記上農地じゃないものを農地として扱うということはちょっと理解できないですね。農政課が、できますできますと言ってるんですが、もうちょっと法的にどうなってるのか整理して教えてもらえませんか。</p>
18番 2番	<p>元は畑だったのが荒れてしまっただけで雑種地になつとる。</p> <p>それだったら登記上畑です。現況が雑種地です。逆なんです。例えば地籍調査があるとね、畑だつとのをね、荒れ放題だから雑種地にしようっていはあるんですよ。そういうケースはあります。</p>
議 長 事務局 2番	<p>結局、農地じゃないものが農地になったというものはどこで判断しとるか。</p> <p>現況です。</p> <p>それは駄目でしょう。現況判断は駄目じゃない。</p>
議 長 事務局 2番	<p>それはならんと思うがの。</p> <p>農地法上はそう書いてあります。</p> <p>それは登記上農地だから農地法の適用を受けるんであって、農地じゃないのに農地</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>法の適用を受けることはないわね。</p> <p>例えば登記が現況山になっとうじ。それが見たところ農地になつとると。それは農地法の適用を受けるということか。元はなんであろうと。例えば向こうの山が、行ってみたら畑になってサツマイモが植えてあると。それは農地法の適用を受けるか。現況が畑になつとったら、山の中にイモが植えて作ってあるわな。1反ほどあの中に。それを行ってみたらお前さん達が確認したらサツマイモが植わつとると。それは農地法の適用を受けるということか。</p>
事務局	<p>実際地目が山林でも、現況畑だったら農地法の適用は受けるはずです。</p>
18番	<p>そげだと思は。うちなんか茶畑を何丁も開いて畑にしとるけでね、元は山だったものを畑にしとる。現況は畑だけん今は畑になつとる。その畑が手が回らんでまた山の戻るような状態になって。</p>
議 長	<p>農地法というものは農地に適用され、農地とは何ぞやということになると、やっぱ法的に農地じゃないとおかしわの。</p>
18番	<p>そげだと思は。</p>
議 長	<p>法律の原則論から言うと。農地じゃないものに農地法が適用されるということはあるえん話だだ。びしゃつとこんな。</p>
18番	<p>なんかで雑種地になつとったやつを畑に戻いたじゃないだあか。現況が畑になつとうだけん。</p>
議 長	<p>これは来月まで置くと問題がでるかいの。この案件は。</p>
事務局	<p>今回は管理機構を通さずに神代さんとの直接ですので。</p>
議 長	<p>中間管理機構があるの。</p>
事務局	<p>通さないということです。</p>
議 長	<p>今回中間管理機構を通すということでしょう。</p>
事務局	<p>これは借り受け人の〇〇さんと所有者さんとも間のもので通しません。</p>
議 長	<p>通さんということはひと月ずれても問題ないということか。逆に言うと。</p>
事務局	<p>〇〇さんと所有者さんとの間の確認はいります。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>整理しといたがいいだ。暫時休憩します。</p> <p>(暫時休憩)</p>
議 長	<p>再開します。事務局で法的な根拠の確認ができたようですので、農地法に係わるその判断の基準というものの説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>先ほどお配りしました両面になっているA4の一枚紙をご覧くださいと思います。裏面に農地法関係事務に係る処理基準についてということで農林水産事務次官が出しておられる通知文ですが、農地法に関してこのように処理しなさいというものの抜粋です。裏の別紙1のところであって第1の全般のところ農地等の定義となっています。農地というのが①のところですが、農地とは耕作の目的に供される土地をいう。この場合耕作とは土地に労費を加え肥培管理を行って作物を栽培することを言う。ということで、実際機械とか人力で作物を作っているところが農地という定義となっております。その下に赤い線で引いてあるんですが、(1)の農地等と書いてあるのは、農地と採草放牧地も含まれているから農地等と書いてあるんですけども、該当するかどうかはその土地の現況によって判断するものであって、土地の登記簿の地目によって判断してはならないと書いてありますので、例えば土地の地目が今回の場合雑種地であっても、見た目、現状が耕作してある土地であれば農地として扱うということになっていますので、ご説明申し上げます。</p>
議 長	<p>今の農林事務次官の通達の中で、農地に該当するかの判断に当たっての基準というもので、農地に該当するかはその土地の現況によって判断するものであって、土地の登記簿の地目によって判断してはならない。というようなはっきりした見解が出ております。この通達を根拠にしますと、農地として判断できるという状況ですね。上に建物が建っているわけでもないし。現場を見た場合に農地として判断できると。ということでございますが。〇〇委員さんご理解ができましたかいね。</p>
2 番	<p>はい。わかりました。</p>
議 長	<p>みなさん方もこういった案件が出てくることもあろうかと思えます。これから。ひとつ今回の分を参考にして適切な処理をしていただきたいと思いますというふうをお願いをしたいと思います。</p>
2 番	<p>ちょっと一点確認ですけれども。当然のことながら、農地台帳はこれも入ってくるわけですな。</p>
議 長	<p>そういうことです。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
2 番	現況で全部整理するというのでいいですかね。
議 長	その解釈でいいでしょ。
事務局	今回のこの議案を作成するにあたりまして、新しく台帳に登録しておりますので。
議 長	ここへ出すまでに。
事務局	利用権の設定が出てから登録ができる場合は、後追いになってしまいますが、今回のこの筆に関しましては、農地台帳の方に既に登録済み。
議 長	登録してからここへ議案として出しているということですね。そのような処理をしているようです。
2 番	ちよつとこれね、へそ曲がりな意見ですが、例えば①でね、耕作の目的に供される土地と言ってるんでしょ。つまり耕作の目的に供しないようになってしまっている田んぼ、畑。これは農地とは言わない。でいいですかね。
議 長	それとはなつとらんだ。
2 番	ならないでしょう。
議 長	それはいつまでも農地法の縛りを受けてくるだ。そこは。あげでしょ。解釈は。
2 番	だからね。多分僕の感じだけどね。あんまり現場のことをわからんのが整理してるんだわ。だって、さっき言ったようなことになるんでしょ。耕作の目的に供されるということはね、供してない田んぼ、畑。要するに放棄地ですよ。おおよそ20年も30年も放っぱらってあるやつはもう農地じゃないわけですよ。今非農地証明、非農地判断しようとしてるんでしょ。どういうことかいなという疑問湧きません。
議 長	全く逆の場合は、結局農地法の縛りがずうっと永遠に続くという状況ですわ。
2 番	まあね、これちよつと僕はこの、まあいいや。そうやって出しちゃっているから。動いているから。
議 長	この法律の解釈というのは事務局がいう解釈を取らざるを得ないということで。
2 番	それはわかります。赤線があるところですね。
議 長	

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	あなたのおっしゃるのは農地法の制限をずうっと耕作放棄地も生涯にわたって引き続いて農地法の制限を受けていくということですので、矛盾しるといえば矛盾しとる。
18番	完全に矛盾したことだ。
2番	農地じゃない。この書き方をすればね。だって、①にはそういう目的に供される土地。作っていようが作ってまいがいうことですか。
議 長	ご不満もありましょうが、農地法の解釈はこういうことになりました。
2番	わからなかったんで聞いたんです。
議 長	私もはっきり勉強になりましたし、他の農業委員も勉強になったと思いますけれども、結局農地法の解釈というものが今回できていい学習をさせていただきました。ありがとうございました。
議 長	ほかに質疑はございませんか。
13番	建物を建てる場合にはこれも農地の上に建つということでいいですか。農作業小屋とか農業用倉庫というのは農地の上ということで。
議 長	農業用施設ということですね。その解釈はどうなってくるかい。
事務局	農業用施設を建てる場合。
議 長	何㎡以内はいいということで。
13番	今の雑種地も関係もやっぱり通じるわけですね。
議 長	農地の場合だけ。
13番	登記簿雑種地の話ですが。
議 長	雑種地の場合はいいが、そこで芋や野菜と作っておれば畑、農地とみなすだけん。
13番	農業用倉庫とかはどんなもんですか。
議 長	何㎡以下はいいだもん何㎡以上はやらないけんやんなってくるだけん。
事務局	

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>現況農地、畑として使うと農地法の縛りがかかってしまうということになれば、登記簿上雑種地でも現況が農地であれば200㎡未満は届出を出してもらい、それ以上は転用の許可が必要となります。</p>
13番	<p>わかりました。</p>
議長	<p>今ここで取り扱っているやり方でやるという解釈でいいと思います。</p>
議長	<p>ほかに質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議長	<p>無いようですので質疑を終わります。</p> <p>次に、討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。「議第95号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」、申請番号11番の案件については、申請のとおり妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第95号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」、申請番号11番の案件については、申請のとおり妥当として市長に報告することに決定いたしました。</p>
議長	<p>それでは、〇〇委員にはご着席をお願いいたします。</p>
議長	<p>以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。閉会といたします。</p>
事務局	<p>ご起立下さい。</p> <p>一同互礼。</p> <p>ご着席ください。</p>
事務局	<p>【その他事項】</p> <p>(1) 農業委員視察研修について</p>

発信者	議 事 録 要 旨

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____